

公益社団法人

日本ボクシング連盟 競技規則

JAPAN BOXING FEDERATION

TECHNICAL & COMPETITION

RULES

2026/4/1

目 次

第1条	競技者の区分	3
第2条	登録の義務と適格性	5
第3条	スコアリングシステム	7
第4条	競技の結果	8
第5条	バウトプロテスト	10
第6条	ファウル	10
第7条	ローブロー	11
第8条	注意・警告・失格	11
第9条	ナックダウン	12
第10条	競技役員資格	12
第11条	NTO	12
第12条	審判員	13
第13条	ジャッジ	15
第14条	リングサイドドクター (ドクター)	15
第15条	タイムキーパーとゴングオペレーター	15
第16条	アナウンサー	16
第17条	セカンド	16
第18条	リング	17
第19条	リングの付属品	19
第20条	マウスピース	19
第21条	カッププロテクター	19
第22条	グローブ	19
第23条	ヘッドガード	20
第24条	バンテージ	20
第25条	チェストガード	20
第26条	スポーツエントリーズチェック	20
第27条	計量	21
第28条	抽選	21
第29条	ラウンドの時間と回数	22
第30条	競技者の服装	22
第31条	改廃	23
別紙	巻末資料	24

国内の公益社団法人日本ボクシング連盟（以下日本連盟）の管理するボクシング競技は、全て本規程を適用し、ワールドボクシングコンペティションルール（I F規則）を準用する。国内で開催される競技会は、全てこの競技規則に従って実施しなくてはならない。第2条医学的適格性に抵触せず、安全性の低下がなければ、ルールの本根を崩さない範囲での変更は認められる。また、マスボクシング競技等では別に規程をもうける。

なお、選手の医学的適格性や医事に係る項目、およびドクター（リングドクター等）に関する詳細な規程については、別途定める「医事ハンドブック」において規定する。

用語解説

I F 国際連盟（インターナショナルフェデレーション）

A F アジア連盟（アジアフェデレーション）

N F 日本連盟等の各国連盟（ナショナルフェデレーション）

F O P（フィールド・オブ・プレー）

リングサイドでの選手・セカンド・役員のみが入れるエリア

（AOBではリングサイド4メートル四方の範囲）

N T O（ナショナルテクニカルオフィシャル）

T D（テクニカルデリゲート）

N Fによる任命を受け、N F主催の大会においてすべてのテクニカル関連事項の全責任を担う。なお、国内大会においては、競技委員長がT Dの責任を担う。

D T D（デピュティテクニカルデリゲート）

副T Dとして競技の進行と各競技の責任を担う

巻末資料

別紙1 証明書（MR IまたはC T）

別紙2 競技会用健康申告書

別紙3 競技（出場）停止書類（頭部外傷・脳震盪）

別紙4 競技（出場）停止書類（頭部外傷以外）

別紙5 脳震盪段階的復帰プログラム

別紙6 登録変更届

別紙7 重症頭部外傷等の報告義務に関する同意書

別紙8 競技会以外での頭部外傷・脳震盪報告書

別紙9 歯列矯正証明書

付図A 出場人数競技数

付図B 抽選番号（トーナメント14名の例）

付図C F O P

第1条 競技者の区分

(1) 国内大会における年齢区分

1	U J小学生の部	6歳～12歳である小学1年生から6年生の男子・女子 注
2	U J中学生の部	12歳～15歳である中学1年生から3年生の男子・女子
3	ジュニアの部	高体連・国体規定による男子・女子
4	シニアの部	19歳～40歳の男子・女子 ※19歳は年度内に19歳になる者。41歳になる誕生日の前日までとする。 注2,3

注1) 実戦競技参加は5年生以上からとする。

注2) 4月1日現在18歳で4月2日から翌年4月1日までに誕生日を迎える者は、シニアの部への参加資格がある。

注3) 翌年のオリンピック競技会・アジア競技会の選考会になる全日本選手権とその予選会には、その年に18歳になる者、国民スポーツ大会女子競技にはその年度に18歳になる者は出場できる。

(2) 国際大会における呼称と年齢区分 (男・女)

1	ジュニア (U 17)	15歳～16歳
2	ユース (U 19)	17歳～18歳
3	エリート	19歳～40歳

※競技者の年齢は誕生年を基準とする。

(3) 体重による区分

①U J小学生の部 (男・女)

31kg級	28kg超 31kgまで
34kg級	31kg超 34kgまで
37kg級	34kg超 37kgまで
40kg級	37kg超 40kgまで
43kg級	40kg超 43kgまで
46kg級	43kg超 46kgまで
49kg級	46kg超 49kgまで
52kg級	49kg超 52kgまで
56kg級	52kg超 56kgまで

②U J中学生の部 (男・女)

33kg級	30kg超 33kgまで
36kg級	33kg超 36kgまで
39kg級	36kg超 39kgまで
42kg級	39kg超 42kgまで
45kg級	42kg超 45kgまで
48kg級	45kg超 48kgまで
51kg級	48kg超 51kgまで
54kg級	51kg超 54kgまで
57kg級	54kg超 57kgまで
60kg級	57kg超 60kgまで
64kg級	60kg超 64kgまで
68kg級	64kg超 68kgまで
72kg級	68kg超 72kgまで

③男子ジュニア・シニア

ピン44kg超46kgまで (国内高校のみ適用)	
49 kg級 ライトフライ	46 kg超 49 kgまで
52 kg級 フライ	49 kg超 52 kgまで
56 kg級 バンタム	52 kg超 56 kgまで
60 kg級 ライト	56 kg超 60 kgまで
64 kg級 ライトウェルター	60 kg超 64 kgまで
69 kg級 ウェルター	64 kg超 69 kgまで
75 kg級 ミドル	69 kg超 75 kgまで
81 kg級 ライトヘビー	75 kg超 81 kgまで
91 kg級 ヘビー	81 kg超 91 kgまで
+91 kg級 スーパーヘビー	91 kg超

④女子ジュニア・シニア

ピン43kg超45kgまで (国内高校のみ適用)	
48 kg級 ライトフライ	45 kg超 48 kgまで
51 kg級 フライ	48 kg超 51 kgまで
54 kg級 バンタム	51 kg超 54 kgまで
57 kg級 フェザー	54 kg超 57 kgまで
60 kg級 ライト	57 kg超 60 kgまで
64 kg級 ライトウェルター	60 kg超 64 kgまで
69 kg級 ウェルター	64 kg超 69 kgまで
75 kg級 ミドル	69 kg超 75 kgまで
81 kg級 ライトヘビー	75 kg超 81 kgまで
+81 kg級 ヘビー	81 kg超

⑤WBエリート男子・U19男子

50 kg級 フライ	47 kg超 50 kgまで
55 kg級 バンタム	50 kg超 55 kgまで
60 kg級 ライト	55 kg超 60 kgまで
65 kg級 ウェルター	60 kg超 65 kgまで
70 kg級 ライトミドル	65kg超 70 kgまで
75 kg級 ミドル	70kg超 75 kgまで
80 kg級 ライトヘビー	75kg超 80 kgまで
85 kg級 クルーザー	80kg超 85 kgまで
90 kg級 ヘビー	85kg超 90 kgまで
90+kg級 スーパーヘビー	90kg超過

⑥WBエリート女子・U19女子

48 kg級 ライトフライ	45 kg超48 kgまで
51 kg級 フライ	48 kg超 51 kgまで
54 kg級 バンタム	51 kg超 54 kgまで
57 kg級 フェザー	54 kg超 57 kgまで
60 kg級 ライト	57 kg超 60 kgまで
65 kg級 ウェルター	60 kg超 65 kgまで
70 kg級 ライトミドル	65 kg超 70 kgまで
75 kg級 ミドル	70 kg超 75 kgまで
80 kg級 ライトヘビー	75 kg超 80 kgまで
80+ kg級 ヘビー	80kg超過

⑦WB U17男子・U17女子

46kg級 ピン	44kg超 46kgまで
48kg級 ライトフライ	46kg超 48kgまで
50kg級 フライ	48kg超 50kgまで
52kg級 ライトバンタム	50kg超 52kgまで
54kg級 バンタム	52kg超 54kgまで
57kg級 フェザー	54kg超 57kgまで
60kg級 ライトー	57kg超 60kgまで
63kg級 ライトウェルター	60kg超 63kgまで
66kg級 ウェルター	63kg超 66kgまで
70 kg級 ライトミドル	66 kg超 70 kgまで
75 kg級 ミドル	70 kg超 75 kgまで
80kg級 ライトヘビー	75kg超 80kgまで
80+kg級 ヘビー	80kg超

※1 2 オンスグローブ使用階級

UJ小学生 56Kg級

UJ中学生 60Kg級～72Kg級

男子ジュニア・男子シニア 69Kg級～90+Kg級

WBエリート男子・U19男子 70Kg級～90+級

IBA男子エリート 71Kg級から+92Kg級

(IBA階級は2024/4/1版の競技規則参照)

第2条 登録及び報告の義務と適格性

競技会等に参加するすべての選手・セカンド・役員は日本連盟に登録しなければならない。なお、日本連盟が特に認めた場合はこの限りではない。

実戦競技出場は、選手手帳の「実戦競技参加証明（初回用）」に日本ボクシング連盟役員登録をしている出場選手指導者の署名及び押印、未成年選手においては親権者の署名、押印をしなければならない。

すべての選手は登録時に「脳損傷等の医療受診に関する報告義務に関する同意書」（別紙9）を提出し、競技会・練習中または競技中に頭部への衝撃を受け、脳振盪やその他の脳損傷が疑われる症状が発生した場合、速やかに医療機関を受診し、所属都道府県連盟に報告しなければならない。競技会以外で頭部外傷・脳振盪があったときは別紙10にて都道府県連盟に報告する。

実戦競技とマスボクシングは、同じ年度に登録することはできない。競技者が登録を変更する時は、「登録変更届」（別紙8）を提出しなくてはならない。

医学的適格性

1 選手手帳への記載

- (1) 競技者は医事委員より競技に適しているとの証明を記載された選手手帳を所持していない場合、競技会に参加できない。
- (2) 競技会途中で選手手帳の記載欄がなくなってしまった場合は、その競技会の参加資格を失う。

2 健診について

- (1) 競技者は、年度始めの競技会前に総合健診を受けなければならない。ブロック医事委員長が認めた場合は3月に次年度の総合健診を行うことができる。4月中は前年度の総合健診も有効とする。
- (2) スパーリング等の打撃を伴う練習開始前（初期健診）にMR I 検査（推奨）閉所恐怖症の場合等は代替手段としてCT検査を認める）にて頭蓋内病変等が無く、ボクシング競技に支障がないことが証明されなければならない。また、実践競技引退後5年以上経過した場合と35歳以上の競技者は、MR I（必須）により再度頭部の検査を受け、競技に支障がないことが証明されなければならない。（別紙1・2）また、くも膜のう胞があり競技を希望する競技者は、日本連盟医事委員の審査と許可を受けなければならない。（別紙3）

※事故防止のため、MR I 検査（あるいはCT検査）はスパーリング等の打撃を伴う練習開始前に済ませ、その後の練習や事故で頭部へのダメージがある場合にも再度MR I 検査（あるいはCT検査）を行い、指導者が競技（出場）停止書類（頭部外傷・脳振盪）別紙5を都道府県を通して、ブロック医事委員長へ必ず提出する。検査の結果、急性硬膜下血腫など、頭蓋内病変が認められた場合は以後の競技参加をすることはできない。スパーリングを行う場合は必ず指導者がレフリーをするか監督し、強打を不必要に受けまいよう管理せねばならない。
- (3) 胸部レントゲン・心電図については、ボクシング開始時・中学・高校・大学の各入学時、及び社会人としての競技開始時に受診し、ボクシング競技に支障がないことが証明されなければならない。
- (4) 血液（血算）・尿検査はボクシング開始時及び年度に1回実施すること。
- (5) 健診・計量を受けるとき、最新の健診記録が正しく記載された選手手帳を提示しなければならない。健診・計量の時に選手手帳の提示がない競技者は、競技することができない。
- (6) 競技者は原則として計量前にドクターによる健診を受け、競技出場可能な健康状態であると確認されなければならない。
 - ① 計量を円滑に行うために、TD（DTD）は健診の時間を早めることができる。
 - ② 開始を早めた場合、この変更をすべての監督に知らせなければならない。
- (7) 男子競技と女子競技が同時開催される競技会においては、原則として健診・計量を男女別の部屋で行えるようにしなければならない。競技者はスポーツエントリーチェックと競技日の健診時に健康申告書（別紙4）を総合健診医師に毎日提出する。監督は競技者の健康状態を確認し署名を行う。18歳未満の選手は、親権者または法定代理人の確認と署名を必要とする。

3 競技の間隔

競技は1日1試合とし、各競技の間隔は原則として最低12時間あけなければならない。

4 大会出場を禁止される身体の状態

下記のような健康状態にある競技者は、実戦競技会に出場することができない。

- (1) 頭皮並びに鼻や耳等の顔やその他のターゲットエリア部分に切創・擦過創・裂創などがある場合。但し、許可されている縫合方法や薬品の使用によって処置・保護されている場合、試合当日の健診時にドクターが許可した場合は参加できる。
- (2) 10cm以下で首にかからない長さの顎鬚、マウスピースを確認できる長さの口髭で競技に参加することができる。
- (3) 健診計量・競技中はピアスやアクセサリを装着することはできない。
- (4) 前額部を覆う長髪は視野を制限し、眼球傷害を引き起こしてしまう。長髪の場合は、ヘッドガードを使用する競技ではスイミングキャップを使用し、男子成年の場合はヘアゴムを使用して毛髪が目に入らない様にしなければならない。ヘアピンなどのアクセサリは使用してはならない。
- (5) てんかんと診断されて投薬治療中の場合は競技に参加できないが、投薬治療されていない競技者は、専門医の許可（診断書）があれば競技に参加できる。
- (6) 水疱期の帯状疱疹や感染の可能性がある皮膚疾患のある場合は、競技に参加できない。
- (7) 以下の選手が実戦競技を行う場合は、専門医の診断書を必要とする。
 - ・生理機能に影響する埋め込み装置（ペースメーカ・ICD・人工内耳等）を使用している。
 - ・不整脈（不整脈を惹起する可能性のある心疾患）がある。
 - ・視力矯正手術を受けている。
 - ・歯列矯正を行っている。
- (8) その他、スパーリングを含み ボクシング競技に不適格な状態については、医事ハンドブック「4-2 ボクシング競技に不適格な状態」を参照する。

5 コンタクトレンズ

競技者はソフトコンタクトレンズを装着して競技を行うことができるが、その他のコンタクトレンズは使用することができない。

- (1) 競技者がソフトコンタクトレンズを装着して競技する場合、選手手帳・健康申告書にその旨を記載し、スポーツエントリーズチェックで医師に申し出なければならない。
- (2) 競技中にソフトコンタクトレンズを失った場合。
 - ① 競技者が競技を続行することを受け入れた場合は、競技は続行される。
 - ② 競技者が競技の続行を拒否した場合は、相手選手がABD勝ちになる。
- (3) ソフトコンタクトレンズを使用しての矯正視力は、両眼とも0.4以上なければならない。
※ソフトコンタクトレンズを使用しない競技者は、裸眼で両眼とも0.1以上の視力でなければならない

6 KO・RSC後の出場停止期間

頭部への強い打撃によるKOや頭部に強い打撃を受けてRSCになったと判断した場合、意識喪失のあるないに関わらず、ドクターはそのダメージを診断し、出場停止期間（他のスポーツや交通外傷の脳振盪も含む）を選手手帳に記載し、競技停止書類（別紙5）を作成しなければならない。選手は遅くとも翌日までにMRI検査（推奨）あるいはCT検査を受け、専門医の診断を受ける。競技復帰に当たっては選手の安全を第一に、脳振盪段階的復帰プログラム（別紙7）に従って進め、スパーリング等の打撃を伴う練習開始前に専門医から停止解除時診察を受ける。出場停止期間の短縮をすることはできない。

- (1) KO・RSC（頭部に強打を受けた場合）

- ① 意識消失(L O C)がない場合、最低30 日間は競技出場やスパarringを禁止する。
- ② 90 日以内に再びKO・R S C (頭部に強打を受けた場合) された場合は、最低90 日間は競技出場やスパarringを禁止する。
- ③ 12 ヶ月間に3度KOされた場合は、1年間は競技出場やスパarringを禁止する。

※R S Cでも頭部に強打を受けた場合はドクターの判断で競技停止期間を決定し選手手帳に記入する。

④1分未満のL O Cの場合、最低90日間の出場停止とする。

⑤1分以上のL O Cの場合、最低180日間の出場停止とする。

(2) 出場停止期間を課せられている競技者は、停止期間中頭部への打撃を伴う練習やスパarringをしてはならない。

- ① 練習等においてKO・L O Cが起こった場合、指導者はブロック医事委員長に報告しなくてはならない。

(3) KO・L O C後の措置

- ① ドクターは選手手帳に出場停止期間を記入し、ブロック医事委員長に報告する。
- ② 反則によりKOされた場合その競技者は失格勝ちとなる。しかし、その競技者は翌日以降のその競技会では不戦敗となる。
- ③ ボディーブロー (ローブローを含む) によるKO・L O Cの場合の出場停止期間はドクターの裁量で決定される。
- ④ トレーニング・競技の復帰は脳振盪段階的復帰プログラムに従い、指導者の責任で慎重に判断する。

(4) ドクターは、頭部外傷以外の出場停止期間を診断し、手帳への記載及び競技停止書類 (別紙5) を作成する。

第3条 スコアリングシステム

すべての競技会は「10 ポイントマストシステム」に基づいた採点システムで行わなければならない。

(1) スコアリングマシンを使用の場合

- ① 5名 (3名) のジャッジがリングサイドの4辺 (3辺) に座り採点をする。全員のジャッジの得点が競技の判決になる。(付図C参照)
- ② ジャッジは各ラウンドの終了後、優勢な競技者に10点、劣勢な競技者に9~7点の得点を与える。得点は必ず優劣をつけなければならない。
- ③ ジャッジは5秒以内に採点パッドにより得点を入力しなければならない。得点は直接DTDの管理するコンピューターへ転送される。入力後その得点を変更することはできない。各ジャッジのつけた得点はインターバル中に、各コーナーと観客向けのディスプレイに表示することもできる。
- ④ 各ジャッジの得点を (減点分も含めて) 集計して同点になった場合、各ジャッジは勝者と認める競技者を採点パッドから入力する。ラウンドの途中で競技終了となった場合でWPになった場合でも1 Rとして採点する。
- ⑤ DTDは所定の用紙に必要事項を記入しアナウンサーに伝える。
- ⑥ 競技終了後各ジャッジの得点と氏名は公表される。
- ⑦ 採点システムに不具合が生じた時は、スコアカードを使用する。レフリーは、ジャッジ全員のスコアカードを回収してDTDに渡し、全員の得点を採用する。

(2) スコアリングマシンを使用しない場合

- ① 5名（3名）のジャッジが採点にあたる。（付図C参照）
- ② ジャッジは各ラウンドの終了後、優勢な競技者に10点、劣勢な競技者に9点～7点の得点を与える。得点は必ず優劣をつけなければならない。
- ③ ジャッジはスコアカードに記入してレフリーに手渡す。
※レフリーは各ジャッジの記入を確認しながら集める。
- ④ 競技の最終ラウンドのスコアカードに各ジャッジは、勝者と認める競技者を選択する。
- ⑤ DTDは所定の用紙に必要事項を記入しアナウンサーに伝える。
- ⑥ 競技終了後各ジャッジの得点は公表される（この得点には警告による減点も含まれる）。

採点の基準

ジャッジはラウンドの勝者を決定するために、以下の三つの基準を重要度の順に適用する。

- ① ターゲットエリアへの打撃の数。
 - ・打撃はナックルパートで体や肩の重みを伴ったものでなければならない。
 - ・ジャッジが明確に視認した打撃でなければならない。
 - ・反則を伴った打撃は打撃にはならない。
 - ・打撃の数がほぼ同じときは、質を考慮してラウンドの勝者を決める。
- ② 打撃の数と質がほぼ同等の場合、技術や戦術の優位性で勝者を決めます。
 - ・攻撃と防御を組み合わせて競技を支配している。
 - ・効果的な攻撃をしている（前進することが必ず必要なのではない）。
 - ・ポジショニングやフットワーク、効果的な防御により相手の特性を無効化している。
- ③ 打撃の数と質、技術や戦術の優位性が同等の場合は積極性で勝者を決めます。
 - ・競技中継続して勝利を目指している。

得点の与え方

- ① 10－9 接近したラウンド
 - ・打撃の数に大きな差がない場合。
 - ・打撃の数が拮抗して打撃の質で勝者が決まる場合
 - ・打撃の数も質も拮抗していて、積極性で勝者がきまる場合。
 - ・スタンディング8カウントやナックダウンを含むことができる。
- ② 10－8 優勢に競技を進め勝者がはっきりわかるラウンド
 - ・打撃の数が大きく違う。
 - ・打撃の数の差は小さいがスタンディング8カウントやナックダウンをさせている。
- ③ 10－7 完全に優勢なラウンド
 - ・一方の競技者がすべての採点基準ではっきりと上回っている。
 - ・打撃の数が大きく違い、スタンディング8カウントやナックダウンをさせている。

第4条 競技の結果

(1) WP…ポイント

- ① ラウンドごとの各ジャッジが与えた得点により勝者を決定する。競技の勝者はジャッジの多数決により決定する。

- ② 故意でないファウルで負傷があり競技がストップした場合、それまでの得点で勝者を決定する。
- ③ 両競技者同時負傷で競技が続けられない場合、それまでの得点で勝者が決定される。
- ④ 1 ラウンドの終了後以降に、リングの損傷・照明の故障・自然災害・その他予期できない状況などで競技者またはレフリーの責任外で競技ができなくなった場合、それまでの得点で勝者を決定する。
- ⑤ トーナメントの決勝戦で両競技者ともKOになったときは、それまでの得点で勝者を決定する。

(2) ABD…アバンダン (棄権)

- ① 競技者が負傷等により自発的に棄権するか、セカンドがリング内にタオルを投げ入れるかエプロンに上がり棄権を申し出たとき、相手競技者はABD勝ちとなる。ただし、レフリーのカウント中は棄権することはできない。
- ② コンタクトレンズを失い競技の続行を拒否したとき。

(3) RSC…レフリーストップコンテスト ※頭部への強い打撃による場合はRSC-Hとする。

- ① ラウンド開始のゴングで競技ができない。
- ② 片方の競技者に決定的な差がついている場合や、劣勢な競技者が過度な打撃を受けているとレフリーが判断した。
- ③ ダウンの後、競技を続けられないと判断された。
- ④ 打撃を受けてリング外まで叩き出され、カウント8の後に手助けなく 30 秒以内にリングに戻れなかった。
- ⑤ ドクターのアドバイスでDTDが競技の終了を宣告した。

(4) RSC-I…レフリーストップコンテストーインジャリー

- ① 競技者が反則でない打撃により負傷して、競技続行が不適切とレフリーが判断した。
- ② 競技者が脱臼その他、自らの身体的な原因で競技を続けられない。
- ③ ローブロー後の処置規定による90 秒の休憩後に競技を再開できない。

(5) DSQ…ディスクォリフィケーション (失格)

- ① 競技者が反則やその他の理由で失格になった。
- ② 意図的な反則により負傷して競技が続行できない。
- ③ 1 競技で3回の警告を受けた。
- ④ 反則により、両競技者とも失格になる場合もある。
- ⑤ 故意で悪質な反則で失格となった競技者には、その競技会における賞状・メダル・ランキングポイント等を一切与えない。競技者がスポーツマンらしくない行動により失格となった場合、TD (DTD) は24 時間以内に日本連盟資格審査委員会に報告しなければならない。
- ⑥ トーナメントの決勝で両競技者とも失格になった場合は両競技者にメダルは授与しない。

(6) KO…ナックアウト ※頭部への強い打撃による場合はKO-Hとする。

- ① 競技者がダウン後10 秒以内に競技ができない。
- ② レフリーがダウンした競技者に異常を感じ、カウントを省略してドクターを呼び入れた。
- ③ 両競技者がナックアウトの場合は、両競技者がKO負けとなる。

※トーナメントの決勝戦で両競技者ともKOになった時は、それまでの得点で勝者を決定する。

(7) WO…ウォークオーバー (不戦勝)

- ① 一方の競技者がリング内に登場し、相手競技者がアナウンス後リング内に現れない場合ゴングが鳴らされる。ゴングの後、1分間が過ぎてもリングに登場しない場合、リングに登場している競技者の不戦勝となる。
- ② 競技者が健診や計量で失格になった場合、相手競技者は不戦勝となる。
- ③ DTDが事前に不戦が分かっている場合、競技者はリングに上がらず、不戦勝をアナウンスする。不戦勝の競技者はリングに上がる必要はない。

(8) 特別な再競技

1ラウンド終了前に、リングの損傷・照明の故障・自然災害・その他予期できない状況などで競技者またはレフリーの責任外で競技ができなくなった場合、レフリーは競技を中止できる。

再競技は特別な場合を除いて原則当日中に行う。決勝戦の1ラウンドに競技が中断され、再開できない場合は、原則として両競技者が準優勝となる。

第5条 バウトプロテスト

競技の結果は覆すことはできない。セカンドやコーチ、チーム関係者からの競技の判決への抗議は一切許されない。

第6条 ファウル

次の各項はファウルとして禁止する。

・打撃

- ① ベルトラインより下への打撃、頭や肩、前腕、肘を攻撃に利用する。
- ② オープン・グローブやグローブの内側・手首・側面で打つ。
- ③ 相手の背部を加撃する。特に首や頭の後ろを加撃すること。
- ④ キドニーブロー（背中側にある腎臓付近を打撃すること）。
- ⑤ ピボット・ブロー（身体を回転させながら打つこと）、バックハンド（裏拳）で打つ。

・ホールディング

- ① ホールドして打つ。
- ② 相手の頭や腕・胴・足を掴んだり、抱いたり、相手の腕の下に手を押し入れる。

・トリッピング（軽快に動いて相手との打ち合いを避け続けること）

- ・相手を蹴る
- ・頭突き
- ・相手の首を絞める
- ・相手を引っ張る
- ・噛みつく
- ・反則を受けたことを装う
- ・相手を押す
- ・レーシング（グローブやその内側、肘等を相手の顔面や首に押し付けること）
- ・ロープを握って加撃することやロープの不当な利用
- ・ライイング・オン（もたれかかること）やレスリング行為、クリンチで投げる
- ・ダウン中や立ちあがりつつある相手を加撃する
- ・ベルトライン以下のダッキング
- ・攻撃を伴わないダブルカバー
- ・故意に倒れる
- ・攻撃を避けるため走って逃げる背を向ける
- ・言葉を発する

- ・「ブレイク」を命じられてすぐに後退しない
- ・「ブレイク」を命じられて後退しないで打つ 後退して相手が後退する前に打つ
- ・レフリーに対して反抗的な態度をとる
- ・マウスピースを落とす
 - ① 故意にマウスピースを吐き出す行為。この場合、選手は警告を受けるか失格となる。
 - ② 理由の如何を問わず、3回マウスピースを落とした場合に競技者は警告を与えられる。
- ・腕をまっすぐに伸ばして相手の視界を妨げる

第7条 ローブロー

ローブローへの処置

- ① アクシデントでさほど強くないローブローで競技者が訴えていない場合

レフリーは、競技を中断せずにローブローの注意を口頭やジェスチャーで示す。

- ② ローブローを打たれた競技者からの訴えがある場合

ア 故意で強烈なローブローの場合、反則をした競技者は直ちに失格となる。

※カウント7までは失格とすることができる。イ 8カウントを入れる。

【カウント8後】

- a ローブローを打たれた競技者が競技を続けられる場合

レフリーは必要であれば反則をした競技者に警告を与え競技が再開される。

- b 競技が続けられない場合

ローブローを打たれた競技者は最大 90 秒休むことができる。レフリーはこの時「タイム」の掛け声と合図を送る。この場合 30 秒ごとにタイムキーパーは音を送り、その都度レフリーはローブローを打たれた競技者に競技再開可能を確認する。競技が再開できればローブローを打った競技者に必要であれば警告を与えてから競技が再開される。

競技を再開できない場合、ローブローを打たれた競技者がRSC-I 負けとなる。

第8条 注意・警告・失格

- (1) レフリーの指示に従わない競技者や競技規則に違反する競技者、スポーツマンらしく競技しない競技者や反則を犯す競技者は、レフリーから注意・警告を受けるか失格となる。競技者に警告を与えると、レフリーは競技を止めてDTDと違反をした競技者にはっきりとわかるように違反と警告を手で示さなければならない。
- (2) 競技者がレフリーから警告を受けた場合、ひとつの警告ごとにその競技者の合計得点から1点減点していく。1競技中3回の警告を受けた競技者は自動的に失格となるが、無警告でも失格になることがある。
- (3) 故意の頭突きや反則打を受けた競技者が怪我をしなかった場合は、反則をした競技者はレフリーから警告をされて各ジャッジの得点から1点引かれるか失格となる。
- (4) 故意の頭突きや反則打が原因で怪我をした場合は、レフリーは相手競技者を失格にしなければならない。
- (5) レフリーが自ら目視確認できなかった反則があった場合、レフリーは全てのジャッジに相談することができる。過半数のジャッジが反則と認めた場合に反則と判断することができる。
- (6) 競技終了後にバンテージやハンドラップに不正が見つかり、それがその競技者に有利と判断された場合は失格となる。
- (7) セカンドの違反に対し、NTOは注意・退場・失格（大会参加権の剥奪）を命ずることができる。
- (8) 式典、エントリーチェック、健診計量その他を含み、競技者やセカンドその他が、スポーツマン精神に反する故意の反則や問題を引き起こした場合、競技責任者は日本連盟倫理委員会に報告し、必要であれば日本連盟が制裁を与える。

第9条 ナックダウン

- (1) 競技者が次の状態にあるときはダウンと見なす。
 - ① 打撃を受け、足以外の身体の一部が床に触れているとき。
 - ② 打撃を受け、攻撃も防御もできずにロープに寄りかかっているとき。
 - ③ 打撃を受け、体やその半ばがロープの外に出ているとき。
 - ④ 強打を受け、立っていても半ば意識を失い競技を続けられないとレフリーが判断したとき。
- (2) ナックダウン時のカウントは次の通りとする。
 - ① 競技者がダウンしたらレフリーは「ストップ」をかけ1から8までカウントをする。もし、競技者が続けられないなら10までカウントをする。
 - ② ダウンした競技者に解るように手で秒数を示す。
 - ③ ダウンしてから「1」のカウントまでには1秒経過しなければならない。
- (3) ダウンを奪った競技者は、レフリーに指示されたニュートラルコーナーへすぐに行き、相手が立ちあがってレフリーが「ボックス」と命じるまで待機する。所定のコーナーに行かなければレフリーはカウントを止め、従わせてから続ける。
- (4) ナックダウンした競技者はカウント8まで休止する。ダウンした競技者がそれ以前に競技する用意ができてはならない。
- (5) 両競技者が同時にダウンしたときは1人が倒れている間カウントを続ける。
- (6) カウントリミットは次の通りとする。
 - ① 1ラウンドに3回。1競技で4回。
 - ② UJは1ラウンドに2回。1競技で2回。
- (7) 打撃を受けリング外まで叩き出された場合、カウント8の後に手助けなく30秒以内にリングに戻れないときは相手の競技者はRSC勝ちとなる。
- (8) レフリーが「10」までカウントしたときは、KOとして競技は終了する。
- (9) 競技者がラウンド終了間際にダウン（カウント）された場合、ラウンド終了時間が経過してもゴングよりレフリーのカウントが優先される。
- (10) 8カウントの後に新たな打撃をもらわずに再びダウンした場合、レフリーは9、10とカウントをするか、直ちに競技を終了する。

第10条 競技役員資格

すべての競技役員（NTO R/J）は日本連盟に登録していなければならない。競技役員の等級、受験資格、更新については別に定める。誠実さや倫理上の問題で、過去に制裁の記録がある者は競技役員を務めることはできない。

第11条 NTO

日本連盟主催やその他の競技会にはNTOをおく。NTOを務められるのは日本連盟がNTOとして資格を認定した者で、競技会の管理運営を行う。競技会には全体の責任者であるTD、競技を管理するDTD、レフリージャッジの指導及び管理を行うR/J評価者、競技者の服装・用具を点検するエキップメントマネージャー、審判員のFOPへの入退場を管理するR/Jコーディネーターをおく。

TDとDTDはR/J評価者を兼ねることができる。

- (1) 日本連盟主催の競技会におけるNTOは審判部で選出する。ただし、エキップメントマネージャーとR/JコーディネーターはB級以上の審判資格を持つ実行委員会役員等も行うことができる。
- (2) TDは健診・計量・競技に関する責任者である。
- (3) DTDの各競技における手順は次の通りである。

- ① 各競技開始前に選手、セカンド、審判、ドクター、アナウンサー、タイムキーパーが正しい位置に

いて競技ができるかを確認してレフリーに競技開始許可の合図をする。

- ② レフリーが明らかに競技規則に違反した決定を行ったときやジャッジがスコアカードに間違った記載をしたとき、DTDは助言することができる。
 - ③ ドクターから競技の中止を進言されたときは、レフリーに競技の中止を勧告することができる。
 - ④ 判決の結果をアナウンサーに知らせる。判決がアナウンスされるときにどちらの競技者が勝ったかをレフリーに示す。
 - ⑤ バウトリザルトにサインをして保存する。
- (4) R/J 評価者は審判員の評価指導、審判ミーティングの資料作成と進行を行う。評価の内容を競技当日中にTDに報告する義務があり、規則を適切に適用しない審判員を審判リストから除く権限がある。
 - (5) 選手、コーチ、チーム関係者および観客からの判定に対する抗議は一切認められない。ただし、競技委員長 (TD/DTD) は、レフリーの裁定が競技規則に違反、または不適切であると確信した場合に限り、是正を指示できる。この疑義に関する確認会議は、当該セッション終了時までに行われ、判決を決定する。なお、ジャッジによって確定した採点結果については、いかなる理由があってもこれを覆すことはできない。
 - (6) TDの許可がなければ、その競技会のレフリーやジャッジを務めることはできない。
 - (7) 正常な状態で競技できないような事態が起きたときやレフリーが任務を続けられないときは競技が再開できるまで中止することができる。
 - (8) TDの許可がなければ、同じ地域（都道府県）やチームの競技者の試合でDTDを務めることはできない。
 - (9) FOPでは、ドクター以外はいかなる通信機器の使用も認められない。

第12条 審判員

審判はリング内で競技を管理する1名のレフリーと、一般観衆から離れてリングサイドで採点する5名または3名のジャッジで行う。（付図C参照）

- (1) 公認審判員は、日本連盟の認定を得なければならない。
 - ① 公認審判員は、2年以上の実際的な経験をもつか、これと同等以上と認められるもので、競技規則とその適用に精通し中立公正でなければならない。
 - ② ジャッジとして資格のない者はレフリーとして行動できない。
- (2) 競技会の審判員リストは審判部が作成する。
- (3) 競技会の審判割は審判員リストに基づいて作成し、審判長が承認する。
- (4) 競技者と利害関係のある審判員は、その競技者が出場する競技のレフリーおよびジャッジを務めてはならない。
- (5) 審判員は、連盟の許可がなければ当日出場する競技者やチームのセカンド、コーチ、マネージャーなどを務めたり、連絡を取ったりしてはならない。
- (6) 競技中レフリーに事故があったときは、中断して別のレフリーがリングに上がり競技を続ける。

服装

- ① 審判員は、白いシャツ（半袖、長袖）、黒色のスラックス、黒色のソックス、踵の低い黒色の靴及び黒色の蝶ネクタイを着用しなくてはならない。蝶ネクタイは、気候によってTD (DTD) の同意があるときは着用をしなくてもよい。
- ② レフリーは、シャツの胸ポケットの上に日本連盟のワッペンを付けなければならない。金属の記章・眼鏡・時計・指輪（角のない結婚指輪は除く）、その他固いものを身につけてはならない。競技終了後、採点表を見るために眼鏡をかけることは許可されている。また、コンタクトレンズの使用は許可されている。

義務

- ① 競技者の安全への配慮をまず念頭に置かなければならない。
- ② ルールとフェアプレーが守られるように厳しく監視する。
- ③ あらゆる場合に競技を管理する。
- ④ 劣勢な競技者が不必要な打撃を余分に受けることを防ぐ。
- ⑤ 4つの命令語を用いる。
 - ・ストップ 競技の中止を命じるとき
 - ・ボックス 競技の続行を命じるとき
 - ・ブレーク クリンチを解くとき。必ず両競技者をクリーンステップバックさせる
 - ・タイム 競技の中止とタイムキーパーに計時の停止を命じるとき
- ⑥ 競技者に対して、適切な合図や口頭による命令、または身振りを用いて反則を示す。
- ⑦ レフリーは競技を中断するためや競技者を離すため、または反則を知らせるために手で選手の体に触れてもよい。
- ⑧ 判決が発表されたら勝者の片手をあげて表示する。
- ⑨ 競技をストップしたときは、その理由と勝者をDTDに知らせなければならない。
- ⑩ 競技者の負傷についてドクターに相談することができる。
- ⑪ ドクターをリング上に呼び、選手の診察をしてもらうときは、レフリーとドクターのみがリングに残る。ドクターの要請があれば、他の助手となる人をリング内に入れることができる。
- ⑫ 負傷が起り、レフリーがその負傷の原因をはっきり把握できないときは、レフリーは次の手順を踏まなければならない。
 - ア 負傷していない方の競技者にニュートラルコーナーへ行くよう指示する。
 - イ ドクターにその競技者が競技続行可能かどうかを確認する。ドクターが競技続行可能であると告げれば、レフリーは競技続行を決めることができる。
 - ウ ドクターが競技続行不可能と告げ、レフリーがファウルを確認していなければ、レフリーは全てのジャッジに意見を求める。そしてレフリーは下記のいずれかの決定をする。
 - a 過半数のジャッジが正当なブローと認めた場合・・・負傷した選手のRSC-I負け。
 - b 過半数のジャッジがファウルと認めた場合
 - I 故意の場合は負傷した選手のDSQ勝ち。
 - II アクシデントの場合はそれまでの得点による。

権限

- ① あまりにワンサイドのときは、どんな場合でも競技を中止して勝敗を決めることができる。
- ② 負傷その他で競技の続行を不相当と認めたときは、競技を中止して勝敗を決めることができる。
- ③ スポーツマンライクでないときや消極的な競技を続ける場合は、競技を中止して一方、または両方の競技者を失格にすることができる。
- ④ ファウルを防ぎ、フェアプレーを守らせるため注意を与え、警告を発し、ルールの服従を確かめることができる。
- ⑤ 命令に従わない、または反抗的な態度をとる競技者を失格にすることができる。
- ⑥ 重大なファウルを犯した競技者を警告の有無にかかわらず失格にすることができる。
- ⑦ 競技に関して、ルールの解釈や規定していない問題を処理することができる。

確認事項

- ① リングで職務を遂行するに相応しい健康状態にあるか、健診を受けなければならない。

- ② 競技前に選手、ジャッジ、ドクター、タイムキーパーが適切な位置にいるか確認する。
- ③ 競技者のグローブ、ヘッドガード、マウスピースや服装等を点検する。
- ④ DTDの許可を得て、タイムキーパーに競技開始の合図をする。
- ⑤ 競技中にグローブその他が破損した時は競技を止めて対応する。
- ⑥ 競技終了後、両競技者のバンテージを確認する。

第13条 ジャッジ

各競技は5名のジャッジで採点し、競技の判定には全員の採点が採用される。特別な場合は3名のジャッジで採点することもできる。

- (1) 競技中はレフリーやTD（DTD）から話しかけられた場合を除いて、競技者や他のジャッジ、その他に話しかけることはできない。また、競技者及びセカンドとは競技前後にも会話や合図をしてはならない。ジャッジ席では競技中以外は下を向いて他の者と視線を合わせてはならない。
- (2) 結果が公表されるまでは席を離れてはならない。

第14条 リングサイドドクター（ドクター）

- (1) ドクターの権限と責任については医事委員会が管理する。
- (2) レフリーがリング上にドクターを呼んだときは、指示のない限りドクター以外はリング内やエプロンに上がってはならない。
- (3) 選手が傷を負い競技が続行となった場合、インターバル中にセカンドから要請があったときに止血についてのアドバイスを行う。
- (4) 競技が終了した競技者の健診を行う。

義務

- ・ドクターは健診・競技を円滑に行うために、以下の事項の管理を行う
 - ① 競技者の十分な休憩スペース
 - ② 健診後、計量への円滑な移動
 - ③ 寒い時の暖房や採光、換気
- ・競技中にレフリーから負傷について相談された場合、競技続行か終了かの意見を述べる
レフリーはドクターに相談した場合は意見に従う
- ・審判員の健康診断を行う
- ・緊急時の準備を確認する（酸素吸入・担架・救急用品・避難経路等）

KO・RSCへの対応

- (1) 競技者が意識不明の場合でもドクターからの要請がなければ、レフリーと呼び入れられたドクターだけがリング内に残る。競技者の意識不明が1分を越えれば近くの病院（脳神経科が望ましい）に搬送し診察を受けさせなければならない。
- (2) KO・RSCで頭部に強い打撃を受けた競技者は、競技後すぐドクターによる健診を受け、必要であればセカンドあるいは役員が同道して帰宅する。

第15条 タイムキーパーとゴングオペレーター

- (1) ラウンドの回数と時間、ラウンド間のインターバルの時間を管理する。

競技のインターバルはすべて1分である。

- (2) 各ラウンドの開始と終了をゴングまたはブザーによって知らせる。
- (3) 各ラウンド終了10秒前と開始10秒前（第1ラウンドは除く）に音信号で伝える。
- (4) すべての時間とカウントを計時する。レフリーから「タイム」の命令があった場合、計時を中断し、レフリーの「ボックス」という命令で計時を再開する。
- (5) ナックダウン後、音信号を1秒毎にレフリーに出し、レフリーがカウントしている間の経過秒数を示さなければならない。
- (6) ラウンド終了間際に競技者がナックダウンされ、レフリーがカウントを行っているときは、ラウンドの終了を知らせるゴングは鳴らしてはいけない。ゴングを鳴らすのは、レフリーが競技の継続を示す「ボックス」の命令を出したときである。
- (7) ローブロー後の処置や意識喪失（LOC）が起きたとき、選手がリングから叩き出されたときに計時をする。

第16条 アナウンサー

- (1) 競技前に試合番号・階級・両競技者の氏名・所属、並びにレフリーやジャッジの名前を発表する。
- (2) 各ラウンド開始直後にラウンド回数を発表する。
- (3) DTDから最終結果を受け取り、その結果と競技の勝者を発表する。
- (4) ラウンド開始10秒前に「セカンドアウト」を伝える。ただし、第1ラウンドは除く。

第17条 セカンド

- (1) 公認セカンド制度に関する規程に従う。
- (2) 競技会でセカンドをする時は、上着の左胸に日本連盟のセカンドワッペンを付けなければならない。
- (3) 各競技者はセカンドを3名まで持つことができる。インターバルにそのうちの2名がリングに上がることができるが、リング内に入れるのは1名のみである。
- (4) セカンドは30cm×20cm×20cmまでのバックを使用できる。時間計測のため、ストップウォッチを使用することができる。
- (5) セカンドの任務
 - ① ラウンドの開始前までに椅子、タオル、バケツ等を片付けてリングから降りる。
 - ② 競技中、セカンドは競技者のためのタオルを保持していなければならない。
競技者が競技続行できる状態ではないとき、リングエプロンに上がり、タオルを投げ入れて選手の棄権（ABD）を示す。ただし、レフリーのカウント中は棄権（ABD）することはできない。
 - ③ 大会組織委員会から支給、あるいは認められた透明のボトルに入った水のみを使用することができる。
 - ④ 傷を負っている場合、セカンドが使用できるのはワセリンのみである。ただし、医師免許を持ったセカンドはアドレナリンを使用することができる。
 - ⑤ 氷嚢、エンスウェル、ガーゼ、綿棒を使用することができる。
- (6) 禁止行為
 - ① ラウンド中に立ち上がることや、言葉やサインで観衆を刺激してはならない。また、リングに触れたり、大声を出したり、競技の邪魔をしてはならない。
 - ② ラウンド中は自コーナーから1m離れたところに設置された1.5m×2.5m四方のセカンドエリア内に着席していなければならない。
 - ③ リング内にものを投げ込んだり、椅子や備品を蹴ったり、スポーツマン精神に反する行動をしては

ならない。

- ④ FOPでは、スマートフォン等、いかなる通信機器も持ち込むことはできない。
- ⑤ 競技中、競技者に酸素補給をしてはならない。
- ⑥ 競技中や競技後に役員その他に対しても攻撃的な言動をすることは許されない。

(7) 禁止行為への制裁

- ① 上記禁止規則に違反した場合は、注意を受ける。
- ② 2回目の違反に対しては警告を受け、競技会場に留まることは許されるがFOP区域から退場となる。
- ③ 3回目の違反でTD (DTD) によりその日のセカンドは解任される。
- ④ 同じ競技会で再び注意を受けた場合は、大会責任者から停職処分を受ける。

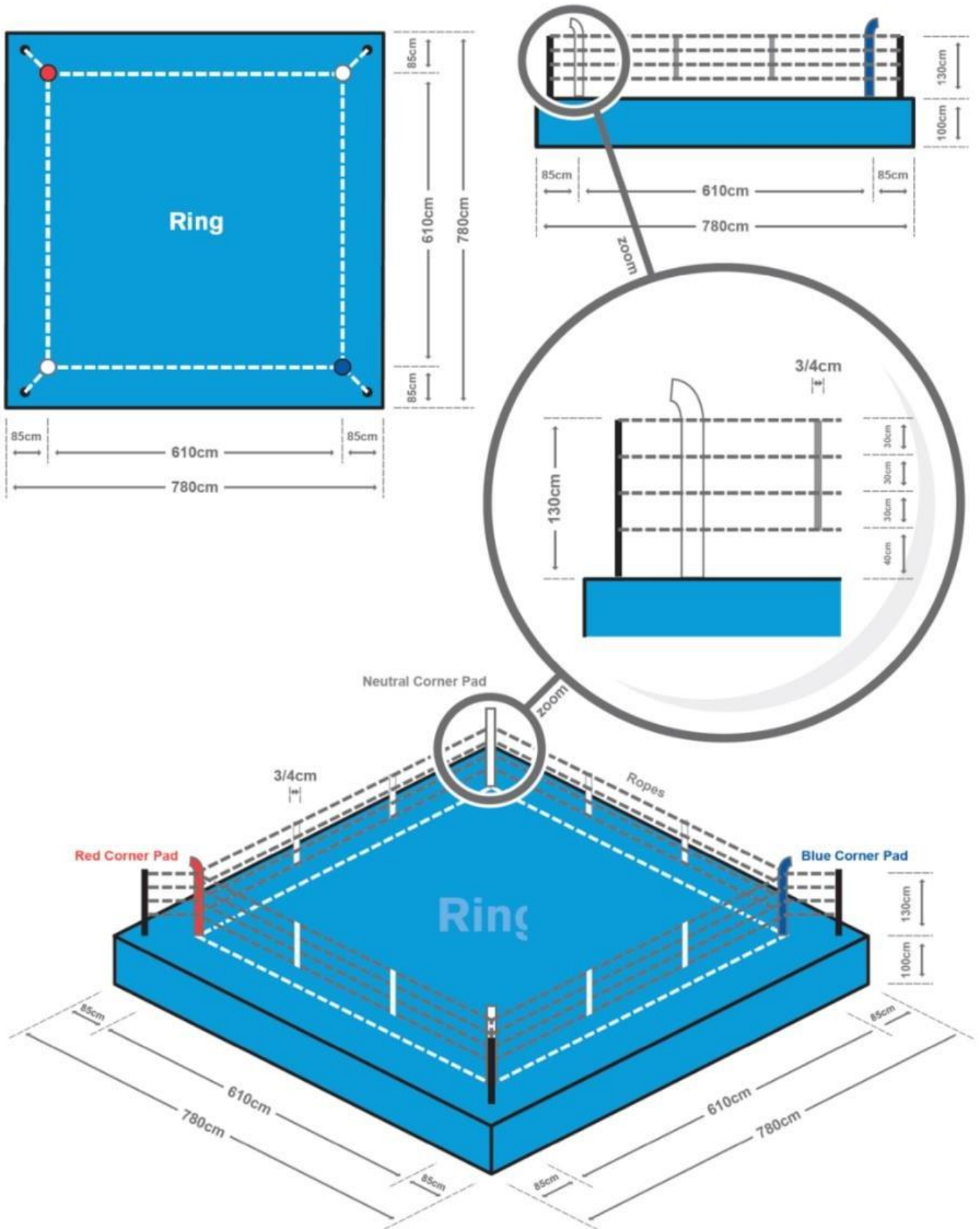
(8) 服装

- ① トレーニングウェアと運動靴を着用する。ただし、膝が見える短パン、ハーフパンツ等は不可とする。
- ② 会場内で政治的、宗教的、人種的な思想の表現、酒、たばこ、禁止薬物、ギャンブルに関わる表現、広告にかかわることを着衣や靴、身体に表示することはできない。
- ③ ズボンとシャツにつけられる製造企業ロゴの面積は、それぞれ一か所で 30 cm²以内とする。ロゴの「最大幅×最大高さ」の四角形をその面積とする。
- ④ 日連単独主催競技会では連盟の事前承認を受けなければならない。それ以外はスポンサーロゴをつけることができない。(文言確認)

第18条 リング

- (1) 日本連盟主催大会は、日本連盟公認リングを使用しなければならない。ただし、国際大会を行う場合は、IF公認リングを使用しなければならない。公認リングについては別に定める。
- (2) リング、キャンバス等のサイズ・・・図参照 ※キャンバス地の色は青色とする。
- (3) リングフロアー
 - ① 柔らかくて質が高く弾力性のあるフェルトゴム、もしくは他の適した承認済みの素材であること。厚みは1.5cm 以上2.0cm 以下とする。
 - ② キャンバスは全床を覆い、滑りにくい素材からできていなければならない。
- (4) リングロープ
 - ① 安全な素材で覆われていること。
 - ② リングにはコーナーポストのそれぞれに4本のロープが取り付けられていること。厚さはカバーを除いて、太さはそれぞれ4cm とする。
 - ③ 4本のロープの位置はキャンバスから40cm・70cm・100cm・130cm である。
 - ④ 辺の4本のロープは3cm から4cm 幅のキャンバス布2本で等間隔につなぐ。
 - ⑤ 上の2本のロープはピンと張っていないといけない。下の2本のロープは張りがきつすぎではない。レフリー並びにTD (DTD) が張りの調整を指示することができる。
- (5) 階段

リングには3つ階段を備えつけること。そのうち2つは、競技者とセカンドが使用する赤・青のコーナーに取り付け、残りの1つはDTD側のニュートラルコーナーに取り付け、レフリーとドクターが使用する。



第19条 リングの付属品

実行委員会は、以下のリングの付属品を競技開始の2時間前までに用意する。

- ① ギョウ
- ② うがい用の容器2個 ~~※削除~~
- ③ 役員用の椅子とテーブル（ジャッジ用机：70cm×70cm、高さ80cm）
- ④ ストップウォッチ2個
- ⑤ 採点システム1台
- ⑥ スピーカーに接続されたマイク1台
- ⑦ 医事ハンドブックで義務付けられている救急用具
- ⑧ 2つのニュートラルコーナーのリング外に不透明の小さなビニール袋
- ⑨ 各コーナーにセカンド用の椅子3脚
- ⑩ ストレッチャー1台
- ⑪ リングを拭くためのモップ

第20条 マウスピース

競技者は必ず歯にしっかりと合ったマウスピースを使用しなくてはならない。脱着できない歯列矯正器を装着した選手は、歯列矯正器に適合するマウスピース（下顎に歯列矯正器を装着する場合は下顎用マウスピース）を使用しなければならない。健診の際に歯科医の診断書を提示し、歯列矯正器に適合するマウスピースの装着状況をドクターが確認したのち、審判長または計量責任者が許可をする。

第21条 カッププロテクター

- (1) すべての男子競技者はカッププロテクターを着用しなくてはならない。また、ジャックストラップを使用してもよい。女子の競技者の使用は任意である。
- (2) カッププロテクターは各自の体格に合ったサイズを使用し、標的領域（ターゲットエリア・ベルトラインから上）を覆ってはならない。

第22条 グローブ

- (1) 競技用グローブは日本連盟の検定があるものを使用しなくてはならない。
- (2) 競技者はそれぞれのコーナーの色に応じて、赤または青のグローブをリング入場前に着用しなくてはならない。競技終了後の判定が発表される前に速やかに外さなければならない。
- (3) グローブは主催者または開催地が用意し、TD（DTD）が検品しなければならない。競技者所有のグローブの着用は認められない。
- (4) グローブの重さは片手10オンス（284g）あるいは12オンス（339g）とする。皮革の部分は1/2より軽く、詰め物は1/2より重くなくてはならない。
- (5) グローブの詰め物を偏らせたり、凹ませたりしてはならない。
- (6) グローブは清潔で状態の良いマジックテープ式のものでなければならない。安全のためマジックテープ部分はグローブと同色の幅が5cmのテープで一周巻くことができる。まかななくてはならない。
- (7) 男子シニア・ジュニアのウェルター級からスーパーヘビー級と、UJ中学生60kg級・64kg級・68kg級・72kg級、UJ小学生56kg級と、IBA階級での男子ライドミドル級からスーパーヘビー級は12オンスを使用する。他は全て10オンスを使用する。WB階級ではすべての女子と男子U17の競技、U19とエリート65kg級までの男子競技では10オンス、男子の70kg級以上の競技では12オンスを使用する。

第23条 ヘッドガード

- (1) ヘッドガードは競技者の頭部にしっかりと合った状態の良い日本連盟の検定があるものを使用しなくてはならない。男子シニアの競技のみヘッドガードは使用しない。
- (2) 日本国内では日本連盟検定品の競技者所有のヘッドガードも使用が認められている。
- (3) 競技者は赤または青のコーナー色のヘッドガードを着用しなくてはならない。
- (4) ヘッドガードは主催者からの指示がなければ、原則としてリング内に登場してから着用しなくてはならない。競技が終了したら競技者は直ちにヘッドガードをはずして競技結果の公表に備える。
- (5) 競技会主催者は、赤・青それぞれ十分な数のヘッドガードの予備を用意しておく。
- (6) ターゲットエリアへの加工は刺繍、シール、書き込み等一切禁止とする。
- (7) ヘッドガードから5cm以上の髪がはみ出してはならない。髪の長い選手はスライミングキャップを使用して髪が出ないようにしなくてはならない。

第24条 バンテージ

- (1) バンテージは日本連盟検定品を使用しなくてはならない。
- (2) バンテージの長さは2.5m以上で4.5mを超えてはならない。
- (3) バンテージの幅は5.7cm（2インチ1/4）とする。UJの競技では、このバンテージの他に長さ1.7m～2.5m、幅3cm～5cmの日本連盟検定品も使用することができる。
- (4) 日本連盟が認めた試合では、シニアの選手はハンドラップ、またはバンテージとテーピングの併用をすることができる。この場合は、日本連盟役員の検査を受ける。

ハンドラップ

- ・ガーゼ 最大5cm×15m（2ロール） 5cm×10m（2ロール：ナックル保護用）
- ・テーピング 最大2.5cm×13m（ナックルにかかったり、肌^{に直接貼ったりしてはいけない}）
1.25cm×13m（それぞれの指と指の間に使用）

第25条 チェストガード

- (1) 女子は競技能力を妨げず胸部に良くフィットしたチェストガードを着用してもよい。チェストガードは背部の留め金以外に金属を使用してはいけない。また、あばら骨を含むターゲットエリアを覆ってはならない。
- (2) UJの男女は、各人の体格に合わせた心臓震盪予防のための胸当て（胸パッドを含む）を着用しなければならない。

第26条 スポーツエントリーズチェック

- (1) すべての日本連盟公認競技会に於いて、チームの監督とコーチは参加競技者の選手手帳、参加申込書の写し、健康申告書、ユニフォーム（赤・青）を持参するか不備がないことを確認して大会実行委員会に報告しなければならない。
- (2) スポーツエントリーズチェックは原則として、競技開始2日前か前日に行う。
- (3) スポーツエントリーズチェックは必ず抽選の前に終了してはならない。
- (4) スポーツエントリーズチェックはNTOと大会実行委員会で執り行い、ドクターが健康申告書を確認する。

第27条 計量

- (1) すべての日本連盟公認競技会に於いて、競技者は競技当日の朝に行われる健診・計量を受けなければならない。計量の終了から最初の試合までは3時間を下ってはならない。
計量の終了は健診計量開始時間から1時間とする。ただし、階級により計量開始時間を定めた時は、その開始時間から1時間とする。役員への指示に従わない選手・チームは計量を行うことができない。不可避の事情が生じたとき、TD (DTD) は医事委員長の許可を得て、この条件を緩和することができる。
- (2) 計量は連盟が任命した競技者と同性の二名の役員が目視にて相互確認を執り行う。競技者以外のチーム関係者、その他の者は計量が行われる部屋に立ち入ることはできない。同性の役員がいない場合、計量前に予め計った衣服の重さを差し引いて計量を行うことができる。
主催者は原則として、公式計量器と同じ予備計量器を計量会場に用意する。
- (3) 公式計量は、腹部を覆わない水着か下着を着用して計量するが、必要であれば全裸で計量することもできる。競技者の公式計量は1度だけである。
- (4) 競技者の階級はスポーツエントリーズチェックで決定される。
競技会最初の計量では、階級の上限・下限とも体重を満たさなくてはならない。2回目以後の計量では、体重は下限を満たなくてもよい。
- (5) 計量器は、検定を受けた50g単位以下の電子体重計を使用する。

第28条 抽選

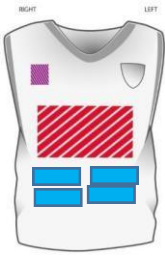
- (1) 抽選はスポーツエントリーズチェック終了後に行い、競技開始より3時間前には完了しなければならない。
- (2) 日本連盟公認の競技会において抽選はデジタル抽選システムを使用することが好ましい。
デジタル抽選システムに支障がある場合や日本連盟公認競技会以外の競技会では、手抽選で行うことができる。
- (3) 競技者が3名以上のときは第2戦の競技者が2名、4名、8名、16名、32名・・・になるようにする。(付図A参照)
- (4) TD (DTD) は抽選に間違いがあった場合、その階級の抽選のやり直しを命じる権利を有する。
- (5) 競技は出来るだけ軽い階級から重い階級の順に行う。
- (6) 事前に示した基準によるシード制を採用することができる。原則としてシードできる人数を以下の通りとする。
 - ・0名 階級の出場人数3名以下
 - ・2名 階級の出場人数4名以上8名以下
 - ・4名 階級の出場人数9名以上16名以下
 - ・8名 階級の出場人数17名以上シードの位置
 - ・第1シード ダイアグラムの一番上
 - ・第2シード ダイアグラムの一番下
 - ・第3シード ダイアグラムの下半分の一番上
 - ・第4シード ダイアグラムの上半分の一番下

第29条 ラウンドの時間と回数

- (1) 1競技の時間は男子シニア・女子シニア3分3ラウンド、男子ジュニア・女子ジュニア2分3ラウンドとする。但し、ジュニア競技で日本連盟が認めたときは3分3ラウンドを行うことができる。
- (2) U J 14 歳以下の出場する大会では、1競技の時間は1分30秒3ラウンドとする。また、U J 15 歳以下の出場する大会では、2分3ラウンドとすることもできる。
国際大会へ向けての予選・選考会では当該大会のラウンドの時間を適用する。
- (2) 各ラウンドのインターバルは1分とする。

第30条 競技者の服装

- (1) 競技者はスパイクのない踵の低い柔軟なシューズを履き、膝にかかからない長さのトランクス、胸と背中を覆う袖のないランニングシャツ（ノースリーブを含む）を着用して競技する。女子の実戦競技者は短い袖のTシャツ（ノースリーブを含む）を着用する。競技者はユニフォームに安全ピン等を付けることはできない。女子競技者はトランクスの代わりに競技用スカートも着用することができる。
- (2) 競技会ではコーナーカラーのユニフォーム(赤:Pantone185、199、485 青:Pantone286、293、661)か、団体戦等の日本連盟が認めた競技会ではスクールカラー、チームカラーのユニフォームを着用することができる。U J の競技者は、対戦相手のコーナー色以外のユニフォームを着用することができる。
- (3) ベルトライン（へそと臀部の頂点を結んだ線）は白色、またはトランクス、ランニングシャツ（ノースリーブを含む）とははっきりと違う色で6 cmから10cmの幅でなければならない。
- (4) 長髪の競技者はヘッドガードに髪が収まるように、スイミングキャップを使用してヘッドガードから髪が出ないようにしなければならない。ヘッドガードを使用しない成年男子の長髪選手については、ヘアゴムを使用して髪を束ねなければならない。
- (5) ユニフォームにつける製造企業ロゴの面積は、トランクス・ランニングシャツ（ノースリーブを含む）にそれぞれ一か所で 30 cm² 以内とする。ロゴの「最大幅×最大高さ」の四角形をその面積とする。
- (6) スパンコールやタッセル等の装飾は禁止とする。
- (7) 当日の健診でドクターが判断し、審判長（計量責任者）が許可をすることで、ベルトラインより下に金属を使用していないサポーターやテーピングを使用することができる。色は白、黒、ベージュとする。
- (8) 膝にかかからない圧迫型のハイソックスを使用することができる。
- (9) トランクス・ランニングシャツ（ノースリーブを含む）ともコーナーカラーがはっきりとわかる範囲であればラインや模様を入れてもよい。
- (10) ユニフォームの確認は、スポーツエントリーズチェックで行う。選手・監督その他の関係者はこれに抗議することはできない。
- (11) 国民スポーツ大会における競技で着用するユニフォームは、国民スポーツ大会ユニフォーム規程に則る
- (12) ユニフォームデザイン（図表参照）



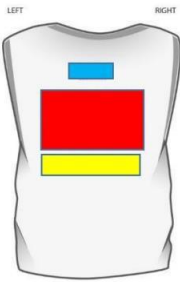
シャツ：前面

紫：製造企業ロゴ 30cm²

赤：所属チーム名またはスポンサーロゴ 600cm²以内

青：個人スポンサーロゴ 1社あたり100cm²

※日連単独主催競技会では連盟の事前承認を受ければ、個人スポンサーロゴをシャツとトランクスに添付することができる。



シャツ：後面

青：個人スポンサーロゴ 1社あたり100cm²

赤：所属チーム名あるいはスポンサーロゴ 600 cm²以内

黄：選手名(任意) 20cm×5 cm



トランクス

紫：製造企業ロゴ 一か所 30cm²

赤：所属チーム章(旗)または所属チーム名、個人スポンサーロゴ 200cm²

青：個人スポンサーロゴ 1社あたり100cm²

ベルトライン：白または、シャツとトランクスを明白に分ける単色で、柄無し、幅6～10cm

ロゴのそれぞれの大きさは最大のものである。

第31条 改廃

この競技規則の改廃は、審判部にて原案を作成し、理事会の承認を経て行う。

別紙1

証 明 書

登録番号	
所 属	
氏 名	
生年月日	

上記の者は 年 月 日に施行した
【 MRI ・ CT 】 検査にて頭蓋内病変及び
※いずれかに○
くも膜のう胞のない事を証明します。

年 月 日

医療機関名：

医 師 名：

印

別紙2

競技会用健康申告書

大会名			大会期間	令和 年 月 日 ~ 月 日
氏名		生年月日/年齢	年 月 日生 (歳)	
所属(学校名等)		学年 年	階級	

1. 直近2年間のことについて当てはまるものに○印をつけ、「あり」の場合は詳しく記入してください。

① 外傷歴

なし ・ あり ➡

頭部外傷(強い打撃や衝撃をうけた) 時期 [30日未満 / 30日以上前 ~ 1年未満 / 1年以上前]

骨折・脱臼 [部位: / 時期: / 手術: あり・なし]

靭帯損傷 [部位: / 時期: / 手術: あり・なし]

筋挫傷(肉離れ)・突き指・腰痛・関節炎 [部位:]

その他外傷 [部位: / 時期: / 手術: あり・なし]

② 他の病歴(病院受診・手術・投薬を必要としたもの)

なし ・ あり ➡

病名 [/ 時期 []

入院: あり・なし / 手術: あり・なし / 現在の投薬: あり・なし

病名 [/ 時期 []

入院: あり・なし / 手術: あり・なし / 現在の投薬: あり・なし

③ 上記1) 2)のいずれかでも「あり」の場合、今大会出場にあたっての医師の許可

なし ・ あり ➡

④ TUE(治療使用特例)申請が必要な薬物申請

なし ・ あり ➡ 申請 [済み ・ 未]

⑤ 競技(出場)停止の有無

なし ・ あり ➡ いつから [令和 年 月 日] / 停止期間 [日間] / 停止解除許可 [あり・なし]

2. 現在の体の状態について教えてください。

① ソフトコンタクトレンズ装着の有無

なし ・ あり

② 下肢へのテーピングまたはサポーターの使用

なし ・ あり ➡ 詳細(どこに、どのような) []

③ 歯列矯正の有無(※ 矯正器に適合するマウスピースと診断書が必要)

なし ・ あり ➡ 部位 [上 ・ 下 ・ 上下とも]

④ 今大会に向けての減量

なし ・ あり ➡ 全体で [kg] / 1カ月で [kg] / 直近1週間で [kg]

⑤ 下記のような体調不良があれば、下の表に○印をつけ申告して下さい(※ 全員/競技日記載)

頭痛・頭重感	立ちくらみ・めまい	耳の症状	目の症状
胸の痛み・しめつけ	胸のドキドキ・息苦しさ	かぜ症状	胃腸症状
排尿異常	手足の痛みや腫れ	手足の動かしづらさ	しびれ・けいれん
食欲低下	だるさ・疲労感	気分の不調	その他の不調



	/	/	/	/	/	/
上記体調不良があれば ○印をつける →						
※ 以下、女子のみ						
妊娠または妊娠の可能性がある						
月経中(何日目か記載)						
月経に伴う症状						
乳房の症状・変形・欠損						

【競技会健診確認欄】

日付	指導者署名	医事委員⑥
/		
/		
/		
/		
/		

選手の状態を確認し、上記の項目に偽りのないことを認めます。

スポーツエントリーチェック 年 月 日 指導者署名: / 医事委員⑥

【18歳未満の場合】上記の項目に偽りのないことを確認し本競技会に出場することを、親権者または法定代理人として承諾します。

別紙3

競技（出場）停止書類（頭部外傷・脳振盪）（選手手帳に挟むこと）

大会名：

受傷日：

試合番号：

選手氏名：

日連登録番号：

受傷内容（傷病名）：

競技（出場）停止期間： 30日間 90日間 180日間 1年間（ ）

停止解除予定日： 年 月 日 記載医師 ㊟

<初回診察>（試合後翌日までに受診する）

受診日：

診察所見：（神経学的所見と脳振盪症状のチェック）

検査（X-p CT MRI）

所見

脳振盪症状の有無： 有 無

診断と方針：

専門医（署名捺印）

㊟

<停止解除時診察>（スパarring開始前に受診する）

受診日：

診察所見：（神経学的所見と脳振盪症状のチェック）

脳振盪症状の有無： 有 無

競技再開の可否： 可 否（追記）

専門医（署名捺印）

㊟

年 月 日 都道府県連医事委員長確認（署名捺印） ㊟

確認は所属都道府県外の医事委員長でもよい。その場合、確認した医事委員長は所属都道府県医事委員長へ必ず連絡する。医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。

（競技再開後、日連へ送付）

別紙4

競技（出場）停止書類（頭部外傷以外）（選手手帳に挟むこと）

大会名：

受傷（発症）日：

試合番号：

選手氏名：

日連登録番号：

受傷内容（傷病名）：

記載医師

⑩

＜初回診察＞（受傷（発症）後速やかに受診すること）

受診日：

診察所見：

検査（X-p CT MRI）

所見

診断と方針：

競技（出場）停止期間（見込み）：

専門医（署名捺印）

⑩

＜停止解除時診察＞（スパarring開始前に受診する）

受診日：

診察所見：

競技再開の可否： 可 否（追記）

専門医（署名捺印）

⑩

年 月 日 都道府県連医事委員長確認（署名捺印）

⑩

確認は所属都道府県外の医事委員長でもよい。その場合、確認した医事委員長は所属都道府県医事委員長へ必ず連絡する。医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。

（競技再開後、日連へ送付）

別紙5

脳振盪段階的復帰プログラム

脳振盪からの競技復帰に当たっては、完全な休養から、それぞれの段階で、不調のないことを確認しながら段階的に

運動（トレーニング）強度をあげることが望ましい。

競技復帰に向けての段階的なプログラムを示す。

あくまで、選手が安全にボクシング競技へ復帰するために行うものであることを認識する。

実施にあたっての注意事項

- 日数については、おおよその目安だが、極端に逸脱しないこと
- 次の段階に進むにあたっては、必ず指導者が確認を行うこと

	30日間	90日間	180日間
完全休養	7日間	21日間	30日間
軽い有酸素運動 (歩行、水泳、エアロバイク)	8日目～14日目	22日目～45日目	31日目～60日目
ステップ練習 シャドーボクシング	15日目～22日目	46日目～70日目	61日目～100日目
筋力増強トレーニング 縄跳び、ミット打ち	23日目～30日目	71日目～90日目	101日目～180日目

- 経過中に下記のような脳振盪症状がある場合や、多少でも疑問や不安事項がある場合は、必ず専門医を受診すること
 - ・頭痛 ・頸部圧迫感 ・頸部痛 ・吐き気、嘔吐 ・めまい
 - ・ものが霞んで見える ・バランスが悪い ・光に過敏 ・音に敏感
 - ・すばやく動けない感じ ・霧の中にいる感じ ・気分が良くない
 - ・集中力がない ・思い出せない ・疲れている ・混乱している
 - ・眠くなりやすい ・寝付きが悪い ・いつもより感情的 ・怒りやすい
 - ・悲しい ・神経質、不安感がある
- 経過中に不調があれば、復調後トレーニング内容を1段階戻して再開すること
- スパーリング再開前に、最終的な専門医の診断を受け、「競技再開可」の証明をもらい、都道府県連医事委員長

（もしくは県連責任者）の確認を受ける

医事委員長は、書類を確認し、問題がなければ、競技再開の承認の署名捺印をする

別紙6

公益社団法人日本ボクシング連盟
会長 仲間 達也 様

登 録 変 更 届

登録変更理由届は、実戦とマスボクシング登録間で移動（年度内・前年度から当該年度）して登録する場合に提出が義務付けられております。

実戦競技とマスボクシング競技は、異なるカテゴリーとして扱われており、登録上同時に活動することはできません。

登録番号【実戦・マス】※現在の登録区分 [記号番号]

() 都・道・府・県

選手氏名 ()

登録先変更区分 (実戦 ・ マス)

理 由

所属証明者（日本連盟登録者に限る） _____ 印

令和 年 月 日

_____ (都・道・府・県) 会長印

重症頭部外傷等の医療機関受診に関する報告義務に関する同意書

私は、アマチュアボクシングの活動に参加するにあたり、以下の事項について理解し、同意いたします。

1. 私は、日常生活、練習中または競技中に頭部への衝撃を受け、脳振盪、その他の脳損傷が疑われる症状が発生した場合、速やかに医療機関を受診することを義務とします。
2. 医療機関での診断結果において、脳振盪、急性硬膜下血腫、またはその他の脳へのダメージが確認された場合、所属するクラブ・団体を通じて、所属都道府県ボクシング連盟、日本連盟(以下「連盟」)へ速やかに報告することに同意します。
3. 報告内容には、以下の情報を含みます。
 - 発生日時・場所
 - 症状の概要
 - 医療機関名および診断内容
 - 医師の指示(休養期間等)
4. 連盟は、報告された情報を安全管理および再発防止の目的で使用し、個人情報の保護に十分配慮するものとします。
5. 私は、上記の報告義務を怠った場合、連盟の定める安全管理規定に基づき、活動の制限等の措置が取られる可能性があることを理解しています。

署名欄:

● 氏名(署名): _____

18歳未満の場合;親権者または法定代理人(署名): _____

● 生年月日: _____

●

● 所属クラブ・団体名: _____

●

● 日付: _____年____月____日

競技会以外での頭部外傷・脳振盪報告書

別紙 8

選手氏名： 日連登録番号：
 受傷日：
 頭部外傷・脳振盪になった原因

受傷内容（傷病名）：

<初回診察>（翌日までに受診する）

受診日：

診察所見：（神経学的所見と脳振盪症状のチェック）

検査（X-p CT MRI）

所見

脳振盪症状の有無： 有 無

診断と方針：

競技（出場）停止期間： 30日間 90日間 180日間 1年間（ ）

停止解除予定日： 年 月 日 記載医師 ㊟

専門医（署名捺印） ㊟

<停止解除時診察>（スパarring開始前に受診する）

受診日：

診察所見：（神経学的所見と脳振盪症状のチェック）

脳振盪症状の有無： 有 無

競技再開の可否： 可 否（追記）

専門医（署名捺印） ㊟

年 月 日 都道府県連医事委員長確認（署名捺印） ㊟

確認は所属都道府県外の医事委員長でもよい。その場合、確認した医事委員長は所属都道府県医事委員長へ必ず連絡する。医事委員長がいない場合は、県連責任者が署名捺印する。

（競技再開後、日連へ送付）

別紙9

公益社団法人日本ボクシング連盟 御中

歯列矯正
証明書

登録番号	
所属	
氏名	
生年月日	

上記選手が使用するマウスピースは歯列矯正器に適合しており、ボクシング競技を行うことが可能であることを証明します。

年 月 日

医療機関名：

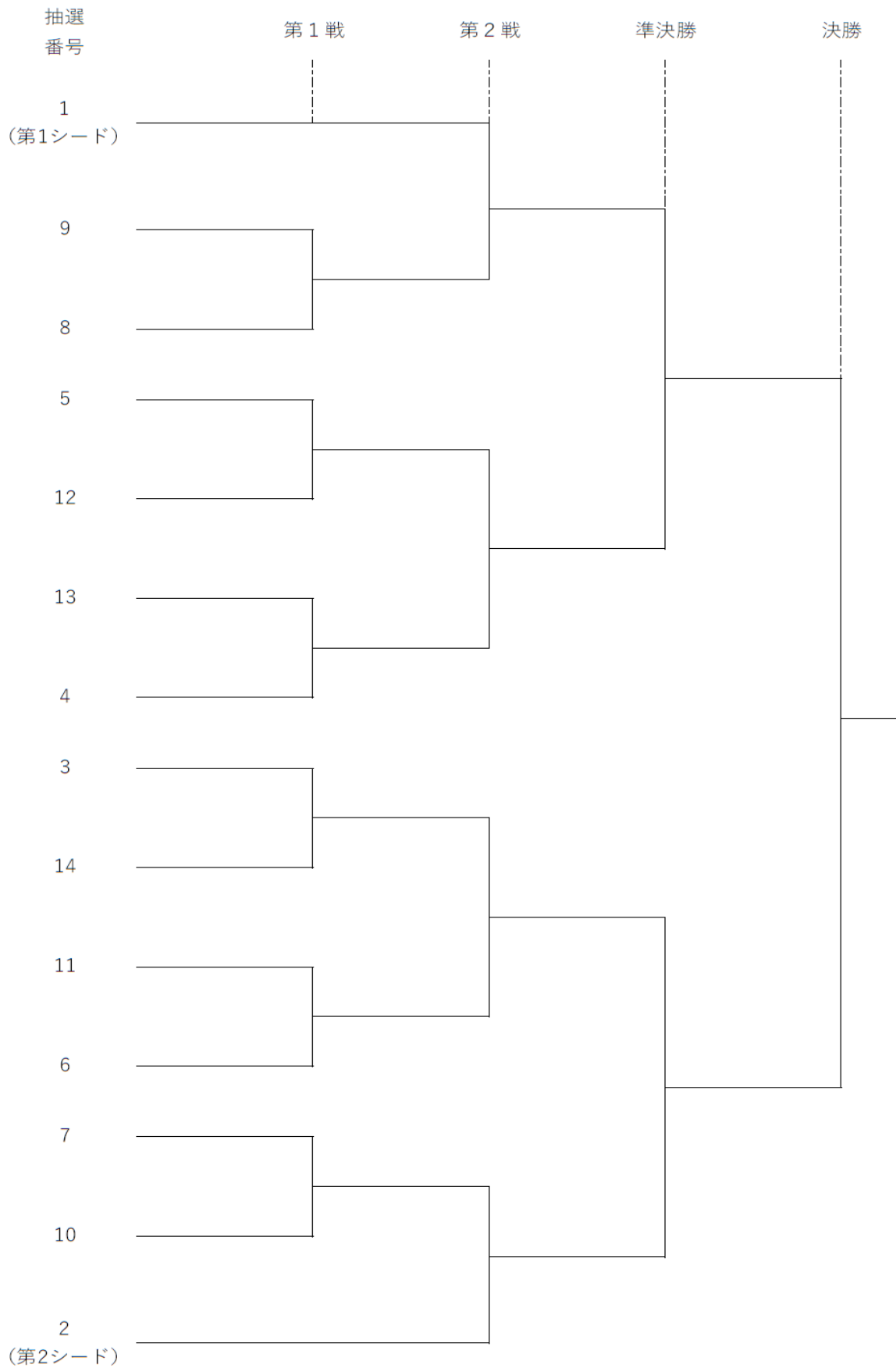
医師名：

印

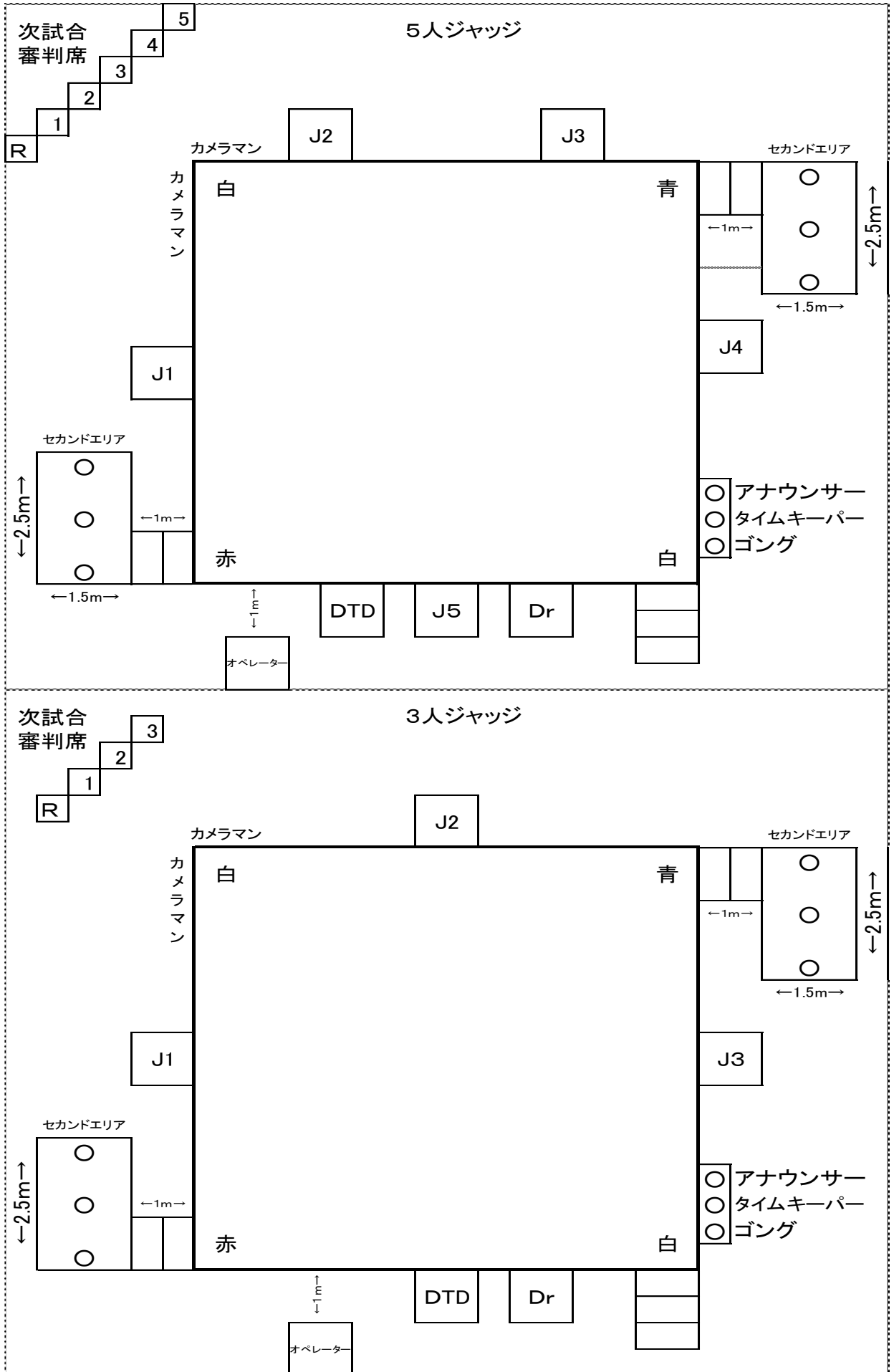
【付図 A】

出場人数	第1戦		第2戦	第3戦	第4戦	第5戦	第6戦
	不戦	組数	組数	組数	組数	組数	組数
3名	1名	1組	1組				
4名	0名	2組	1組				
5名	3名	1組	2組	1組			
6名	2名	2組	2組	1組			
7名	1名	3組	2組	1組			
8名	0名	4組	2組	1組			
9名	7名	1組	4組	2組	1組		
10名	6名	2組	4組	2組	1組		
11名	5名	3組	4組	2組	1組		
12名	4名	4組	4組	2組	1組		
13名	3名	5組	4組	2組	1組		
14名	2名	6組	4組	2組	1組		
15名	1名	7組	4組	2組	1組		
16名	0名	8組	4組	2組	1組		
17名	15名	1組	8組	4組	2組	1組	
18名	14名	2組	8組	4組	2組	1組	
19名	13名	3組	8組	4組	2組	1組	
20名	12名	4組	8組	4組	2組	1組	
21名	11名	5組	8組	4組	2組	1組	
22名	10名	6組	8組	4組	2組	1組	
23名	9名	7組	8組	4組	2組	1組	
24名	8名	8組	8組	4組	2組	1組	
25名	7名	9組	8組	4組	2組	1組	
26名	6名	10組	8組	4組	2組	1組	
27名	5名	11組	8組	4組	2組	1組	
28名	4名	12組	8組	4組	2組	1組	
29名	3名	13組	8組	4組	2組	1組	
30名	2名	14組	8組	4組	2組	1組	
31名	1名	15組	8組	4組	2組	1組	
32名	0名	16組	8組	4組	2組	1組	
33名	31名	1組	16組	8組	4組	2組	1組
34名	30名	2組	16組	8組	4組	2組	1組
35名	29名	3組	16組	8組	4組	2組	1組
36名	28名	4組	16組	8組	4組	2組	1組
37名	27名	5組	16組	8組	4組	2組	1組
38名	26名	6組	16組	8組	4組	2組	1組
39名	25名	7組	16組	8組	4組	2組	1組
40名	24名	8組	16組	8組	4組	2組	1組
41名	23名	9組	16組	8組	4組	2組	1組
42名	22名	10組	16組	8組	4組	2組	1組
43名	21名	11組	16組	8組	4組	2組	1組
44名	20名	12組	16組	8組	4組	2組	1組
45名	19名	13組	16組	8組	4組	2組	1組
46名	18名	14組	16組	8組	4組	2組	1組
47名	17名	15組	16組	8組	4組	2組	1組

【付図 B】



【付図C】 会場図 フィールド・オブ・プレー (FOP)



※競技場の大きさ等によって若干の変更は認められる。